

(略)

東京都監査委員	清	水	やすこ
同	神	林	茂
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和元年 7 月 1 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、品川区（以下「区」という。）が障害児者総合支援施設の新築工事監理業務委託を随意契約（以下「本件区の委託契約」という。）により締結するにあたり、一者からも見積書を徴取していないことについて、請求人が区監査委員に住民監査請求書を提出したところ、区監査委員がこれを受理しないのは地方自治法違反であるとして、区監査委員が適正に住民監査請求書を受理するよう、都知事から区へ助言または勧告を行うことを求めているものと解される。

本件請求における請求人の主張の核心は、区監査委員が請求人から提出された本件区の委託契約に関する住民監査請求書を受理しないこと（以下「本件行為」という。）の違

法を問うものであると認められるが、本件行為は、区監査委員の独立の職務権限に基づくものであり、都の執行機関又は職員の行為ではなく、また、財務会計上の行為でもないことから、都の住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。